

東ティモールに関する安保理決議一二七二（一九九九）（抄）

採択 一九九九年一〇月五日（全会一致）

安全保障理事会は、
（中略）

東ティモールにおける状況は、引き続き平和及び安全に対する脅威を構成することを決定し、

国際連合憲章第七章のもとで行動して、

事務総長の報告書に従い、国際連合東ティモール暫定行政府（UNTAET）を設立することを決定する。

同行政府は、東ティモールの統治に関する全体的な責任を付与され、司法の実施を含めて、すべての立法及び行政の権能を行使する権限を付与される。

二 UNTAETの任務は、以下の諸要素からなることをも、決定する。

(a) 東ティモール領域全体にわって、安全を確保し法と秩序を維持すること

(b) 実効的な行政を樹立すること

(c) 市民的及び社会的サービスの発展を援助すること

(d) 人道的援助、復興並びに開発援助の供与を確保し及び調整すること

(e) 自治に向かっての能力形成を援助すること

持続可能な発展の諸条件の形成を援助すること

(f) 組織化された多国籍軍が、多国籍軍をできるだけ速やかにUNTAETの軍事部門と交代させることをも目的に緊密に協力するよう、要請する。この交代は、事務総長が現地の諸条件を考慮に入れて、

三 UNTAETは、事務総長の報告書の第四部が規定する綫にそつた目的及び構造を有すること、及び、とりわけその主要な部門は以下のようであることをも、決定する。

(a) 統治及び公行政部門。一六四〇名までの人員の国際警察部門を含む。

よううに要請する。
一九 本議題が引き続き係属することを決定する。

(c) (b) 人道的援助及び緊急復興部門、
軍事部門。人員は、軍隊八九五〇名まで、軍事監察員二〇〇名までとする。

四 UNTAETは、その任務を遂行するためにすべての必要な措置を取る権限を与える。

五 UNTAETは、その任務のもとで職務を展開し実施するに際して、加盟国、国際連合諸機関、及び他の国際機構（国際金融組織を含む）の経験及び能力の利用を必要とするであろうことを、承認する。

六 暫定行政官として、東ティモールにおける国際連合の活動のすべての側面に責任を負い、新しい法規を制定し及び既存の法規を修正・停止又は廃棄する権限を有する、特別代表を任命するという、事務総長の意図を歓迎する。

七 本決議の実施において、インドネシア、ポルトガル及びUNTAETの間の、協力の重要性を強調する。

八 現地において民主的諸制度、東ティモールの独立した人権機関を含む）を発展させること、及び行政上並びに公的サービス上の職務をこれらの諸制度に委譲することを視野において、その任務を実効的に遂行するために、UNTAETが東ティモール人民と緊密に協議し協力する必要性を強調する。

九 UNTAET及び決議一二六四（一九九九）に従つて配備された多国籍軍が、多国籍軍をできるだけ速やかにUNTAETの軍事部門と交代させるることをも目的に緊密に協力するよう、要請する。この交代は、事務総長が現地の諸条件を考慮を入れて、

一〇 人道的援助と復興援助とを調整する緊急の必要性を繰り返し、すべての当事者が人道機関及び人権機関と、彼らの安全、文民とともに子どもの保護、難民及び避難民の安全な帰還、並びに人道的援助の効果的な配布を確保するため、協力するよう、要請する。

一一 西ティモールその他のインドネシア領域に存在する難民及び避難民に対して、東ティモールに帰還するか、現在地に残留するか、それともインドネシアの他の場所に再定位するかの選択を認めるという、

インドネシア当局の約束を歓迎し、人道機関がその作業を実施するに当たって、完全で、安全かつ妨げられないアクセスを認められることの重要性を強調する。

一二 西ティモール及びインドネシアのその他の部分に存在する難民の東ティモールへの安全な帰還難民の安全、並びに難民キャンプ及び居住地の文民的・人道的性格、とりわけそこにおける民兵による暴力及び脅迫行為を抑制するよう、確保するため、直ちに効果的な措置を取ることは、インドネシア当局の責任であると強調する。

一三）（略）

一四）（略）

一五 UNTAETが、国際人道法、人権法及び難民法（子ども及びジョンソン）に関する諸規定を含む。

一六 東ティモールにおけるすべての暴力及び暴力を支援する行為を非難し、これらを直ちに止めるよう、に求めるとともに、これらの暴力に責任を有する者を司法の手に委ねるように要求する。

一七 UNTAETの最初の任期を、二〇〇一年一月一日までと決定する。

一八 事務総長に対し、本決議の実施に向けた進展（とりわけ、UNTAETの配備、及び、東ティモールの状況が改善された場合の、その軍事部門の将来の可能な削減を含む）について、理事会に密密かつ定期的に通報し、並びに、本決議の採択後三ヶ月以内に及びそれ以後六ヶ月ごとに報告書を提出する。